~産業廃棄物排出事業者の皆様へ~

容器には"表示"が必要です

危険物(廃油)を容器に収容し、貯蔵、取扱い又は運搬を行う場合は、消防法令により容器の外部に"表示"をしなければなりません。

【容器に表示しなければならない項目】

1 危険物の品名 ⇒ 例)危険物第4類

第1石油類

2 危険等級 ⇒ 例)危険等級Ⅱ

3 化学名 ⇒ 例)引火性廃油

4 水溶性のものは「水溶性」

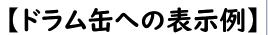
5 数量 ⇒ 例) 2 O OL

6 注意事項 ⇒ 例)火気厳禁



内容が分からなければ、 WDSを確認又は分析を 行うなどして内容を確認し ましょう

※「WDS」とは産業廃棄物の内容を示すデータシートのことです





火気厳禁

危険物第4類 アルコール類(エタノール) 水溶性・危険等級Ⅱ

火 性 内容量: 1,000mL





尼崎市消防局

『廃油』は"危険物"です

廃油は、第4類危険物(引火性液体)に該当し、その引火点により 分類されています。

廃油に関する品名等の分類は、下の表のとおりです。 なお、"指定可燃物"については、火災予防条例に基づき規制されています。

類別	品名	引火点
第4類 危険物 (引火性液体)	特殊引火物	-20℃以下かつ 沸点40℃以下
	第1石油類	2 1℃未満
	第2石油類	21℃以上70℃未満
	第3石油類	70℃以上200℃未満
	第4石油類	200℃以上250℃未満
	動植物油類	250℃未満 (動物の脂肉・植物の種子等から抽出したものに限る)
指 定 可燃物	可燃性液体類	2 5 0℃以上

引火点及び品名を確認して、容器に表示しましょう!

適切に危険物の貯蔵及び取扱いを行い、危険物災害の発生を防止しましょう!



不明な点があれば、消防局 予防課 危険物担当へ相談して下さい。



06-6481-3965(予防課 危険物担当)

